令和元年度光化学オキシダント（スモッグ）特別監視の結果について

１　概要

光化学オキシダント（スモッグ）による被害を未然に防止するため、オキシダント濃度が高くなる夏期に、県内１３測定局で特別監視を実施しました。

特別監視期間における発令状況は、下記のとおり予報及び注意報が各１回であり、光化学オキシダント（スモッグ）によると思われる被害の届出はありませんでした。

２　特別監視期間と発令状況

（１）　特別監視期間：令和元年５月７日（火）から令和元年１０月４日（金）まで

（２）　発令状況：

発令月日	発令区分	発令地域	発令時刻	解除時刻	測　定　局	発令濃度（ppm）
５月２４日	予報第１号	A	１０：２０	１９：００	衛生研究所	０．１００
		B	１０：２０		消防東出張所	０．１０３
		C	１１：２０		加茂郷	０．１０６
					有田市初島公民館	０．１０１
	注意報第１号	C	１４：２０	１５：２０（予報へ切り替え）	加茂郷	０．１２１
					有田市初島公民館	０．１２１

発令回数			
	予　報	A地域	１回
		B地域	１回
		C地域	１回
	注意報	A地域	０回
		B地域	０回
		C地域	１回

※同日に複数の地域で発令した場合は１回とカウントします。

・発令地域

Ａ地域：和歌山市（７測定局）

Ｂ地域：海南市（下津町の地域を除く。）（４測定局）

Ｃ地域：海南市下津町の地域及び有田市（２測定局）

・発令基準

〔予　報〕　オキシダント濃度の１時間値が、同一地域内の１以上の測定局で 0.10ppm 以上となり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

〔注意報〕　オキシダント濃度の１時間値が、同一地域内の２以上の測定局で 0.12ppm 以上となり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

〔警　報〕　オキシダント濃度の１時間値が、同一地域内の２以上の測定局で 0.30ppm 以上となり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

〔重大緊急警報〕　オキシダント濃度の１時間値が、同一地域内の２以上の測定局で 0.40ppm 以上となり、かつ気象条件等から判断して当該地域の大気の汚染状態が継続すると認められるとき。

３　監視結果

令和元年度特別監視期間における発令状況は予報及び注意報が各１回のみでした。

また、光化学オキシダント（スモッグ）によると思われる被害の届出はありませんでした。